

I 教育関連計画

1 各計画の位置付けについて

(1) 伊丹市教育大綱

平成27年4月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられた。

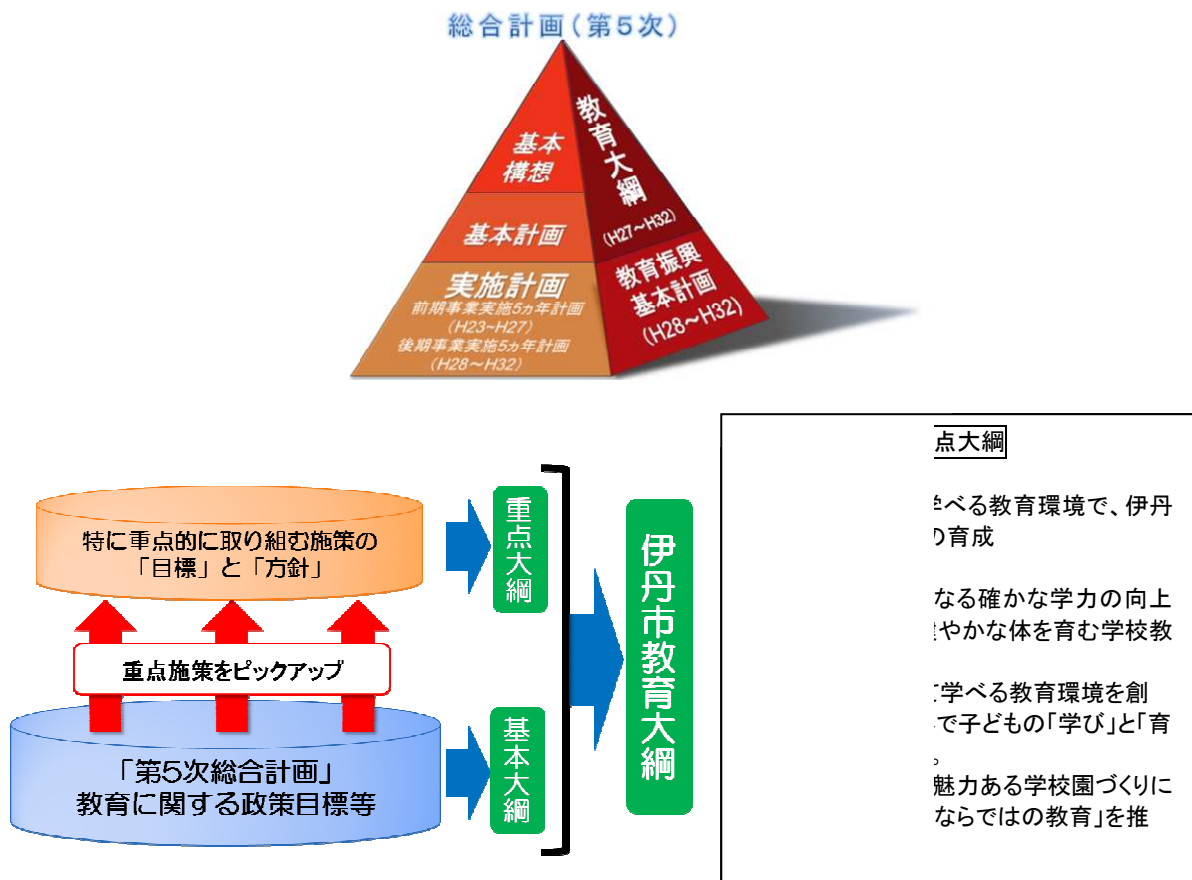
本市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、平成27年6月に「伊丹市教育大綱」が策定された。

「伊丹市教育大綱」は、「伊丹市総合計画（第5次）」の「基本構想」「基本計画」の教育に関する部分に位置付ける「基本大綱」と、「重点大綱（特に重点的に取り組む事項）」で構成する。

(2) 伊丹市第2次教育振興基本計画

「伊丹市第2次教育振興基本計画」は、「伊丹市総合計画（第5次）・後期事業実施5カ年計画」の教育施策に関する部分に位置付ける。

<関連計画のイメージ図>



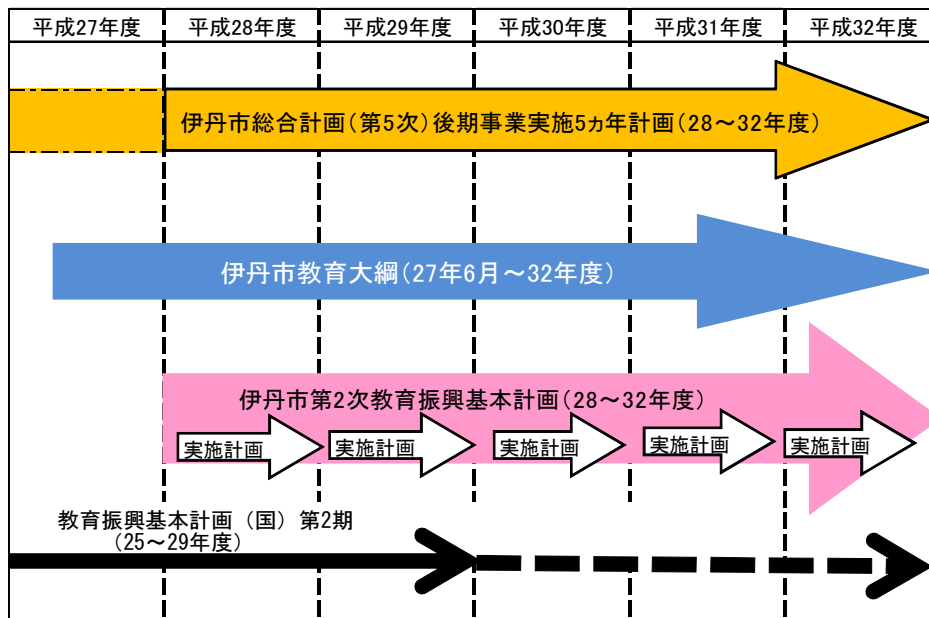
(3) 伊丹の教育 取組方針と主要事業

本市が毎年作成している「行政評価報告書（事前評価編）」の教育委員会所管部分を「伊丹市教育事業実施計画」としている。本冊子は、実施計画のうち新規事業及び主要な事業を抜粋して分かりやすく示したものである。（行政評価報告書は、市総合政策部政策室ホームページの『行政評価』のページに掲載。）

2 対象範囲

本市教育委員会所管の学校教育、社会教育、家庭教育、スポーツ振興、人権教育、文化財の保護に関する施策や事業を対象とする。

3 関連計画の対象年次



4 計画の推進

実施計画の推進にあたっては、実態把握（R）を基に、「P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）のサイクル」を確立することによって、継続的な改善を図る。

